

平成25年12月19日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、16都道府県の28人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書をその所在地を管轄する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる裁判所の手続きが確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。11月21日までに強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 16都道府県28人

(東京都4、山梨県1、神奈川県4、群馬県1、茨城県1、大阪府4、
京都府2、兵庫県1、愛知県1、石川県1、福井県1、福岡県1、長崎県1、
大分県1、北海道3、徳島県1) 数字は人数

※ 石川県での強制執行の申し立ては初

※ 予告は平成25年11月21日までに実施済み